

佐久穂町ブランドロゴ及びキャラクターデザイン使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、佐久穂町ブランドロゴ及びキャラクターデザイン(以下「キャラクター等」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示においてキャラクター等とは、町が定めた基本デザイン(別表)及び町長が別に定めるその展開デザインのことをいう。

(使用目的)

第3条 キャラクター等は、個人、企業、その他団体において、営利又は非営利を問わず使用できるものとする。

(使用手続)

第4条 キャラクター等を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、営利を目的とせず、図柄を変更することなく平面で使用するときは、この限りでない。

- (1) 町の関係機関が使用するとき。
- (2) 学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 町内自治会等の住民組織が、地域活動において使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) 個人、家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用するとき。
- (6) その他町長が使用について適当と認めたとき。

(使用申請)

第5条 申請者は、前条に規定する承認を受けようとするときは、八千穂高原・古谷溪谷ロゴマーク及びしらかばちゃんデザイン使用承認申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の所在、設立目的及び活動内容を明らかにする書類
- (2) キャラクター等の使用内容が分かるもの
- (3) その他、町長が必要と認める書類

2 次の各号のいずれかに該当する者は添付書類を省略することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 町内企業等が佐久穂町のPRを目的としてパンフレット、チラシ等に使用する場合

(使用承認)

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 町の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) キャラクター等を第8条に規定する事項に基づき使用せず、又は使用しないおそれがあると認められるとき。

(7) その他町長が使用について不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定による申請を承認するときは、八千穂高原・古谷溪谷ロゴマーク及びしらかばちゃんデザイン使用承認書(様式第2号)により通知するものとする。

3 町長は、使用承認に際し、必要な条件を付することができる。

(使用料)

第7条 キャラクター等の使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 キャラクター等の使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、町長が指示する使用条件に従うこと。

(2) 定められた色、形状等を変更しないこと。ただし、町長が相当と認められた場合は、この限りではない。

(3) キャラクター等のイメージを損なう使用をしないこと。

(4) 使用者は、この告示に基づく使用の承認により生じた権利及び義務を第3者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(5) キャラクター等を使用した物品等について、町長の確認を得ること。

(承認内容の変更)

第9条 使用者は、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ八千穂高原・古谷溪谷ロゴマーク及びしらかばちゃんデザイン使用承認変更申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更を承認するときは、八千穂高原・古谷溪谷ロゴマーク及びしらかばちゃんデザイン使用変更承認書(様式第4号)により通知するものとする。

3 使用者は、変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

(使用承認の取消し)

第10条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用の承認を取り消すことができる。

(1) この告示の規定に違反したとき、又は違反したことが半明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。

(3) 使用承認に付した条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対し、その理由を明記した書面をもって通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以後、当該承認に係る物品等を使用してはならない。

4 町長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(キャラクター等に関する権利)

第11条 キャラクター等に関する一切の権利は、町に帰属し、キャラクター等を使用する者が自己のものとして商標及び意匠として登録することはできないものとする。

(経費の負担)

第12条 町は、キャラクター等の使用承認を行った事業に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

(責任の制限)

第13条 町は、使用者がキャラクター等の使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合について、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(委任)

第14条 この告示に定めるもののほか、キャラクター等の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

八千穂高原ロゴマーク	古谷溪谷ロゴマーク	しらかばちゃんデザイン
		<p data-bbox="1082 640 1134 667">正面</p>  <p data-bbox="1233 987 1286 1014">裏面</p>
<p>色指定 あり 又は白黒・単色</p>	<p>色指定 あり 又は白黒・単色</p>	<p>色指定 あり 又は白黒・単色</p>